

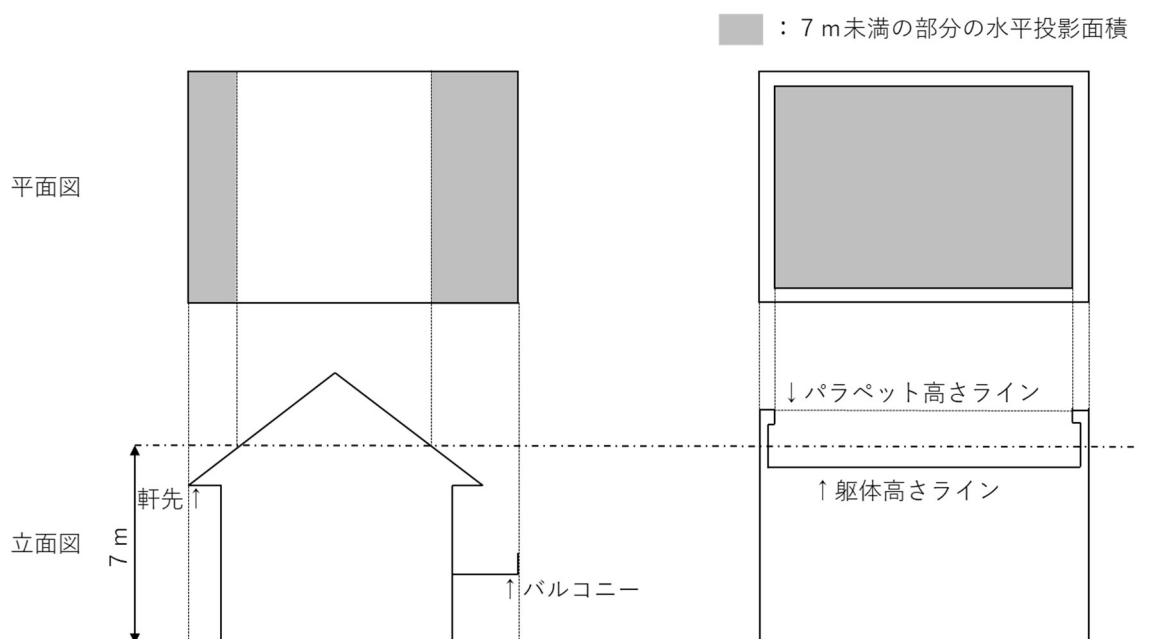
「最低限高度地区」について

「最低限高度地区」とは、用途地域内において土地利用の増進をはかるため、建築物の高さの最低限度を定めたもので、下記の制限を受けます。

建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。

- (1) 都市計画施設の区域内の建築物
- (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分
- (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの
- (4) 附属建築物で平屋建のもの（建築物に附属する門又はへいを含む。）
- (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの
- (6) その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの

※（2）の考え方については、下記の通り。



7 m未満の部分の水平投影面積の合計：A m²、建築面積：B m²とし、

A < B/2 かつ A < 100m²

※屋上外周を全周パラペットで囲む場合は、それにより囲まれた部分は7m以上の部分として扱う。

台東区内の最低限高度地区の指定状況については、都市計画課 5246-1363（5階⑤番窓口）まで

台東区内の最低限高度地区の規制詳細については、建築課 5246-1334（5階⑪番窓口）まで

お問い合わせください。